



平成 30 年 6 月 19 日

大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ

大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	 0 1 2 0 - 8 2 6 - 5 6 6 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)
	 0 3 - 6 2 0 5 - 7 9 1 1 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)

弊社では災害救助法が適用された地域でご契約をいただいている皆様を対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社代理店または以下の弊社担当窓口までお申し出ください。

<特別措置の内容>

1. 契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2ヵ月以内に満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から2ヵ月以内に継続手続きくだされば、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2ヵ月以内にお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から2ヵ月を限度にその払込を延期することができます。

適用地域

適用市町村		適用日	猶予期日
大阪府	大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四条畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町（みしまぐんしまもとち ょう）	平成 30 年 6 月 18 日	平成 30 年 8 月 18 日迄

特別措置に関する 弊社ご連絡先	日本支社：0 3 - 5 5 1 1 - 6 5 6 5（代）（平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分） 大阪営業部：0 6 - 6 2 4 5 - 5 4 4 7（平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分）
--------------------	--